

地域医療支援病院制度について  
(地域医療連携体制との関連を含めて)

## 資 料 目 次

- 地域医療支援病院制度に係る論点 . . . P. 1
- 第1回検討会において出された意見 . . . P. 2
- 地域医療支援病院について . . . P. 3
- 地域医療支援病院に係る指摘について . . . P. 14
- 医療提供体制に関する意見（抄）（地域医療支援病院関係） . . . P. 16
- 平成18年医療制度改革における地域医療支援病院に係る改正内容 . . . P. 17
- 医療提供体制に関する意見（抄）（医療連携体制関係） . . . P. 18
- 医療計画の見直し等を通じた医療機能の分化・連携の推進について . . . P. 19
- （参考）全国で行われている医療連携の事例 . . . P. 23

## 地域医療支援病院制度に係る論点

- 医療連携体制の構築を各地域で行うこととし、これを医療計画に位置付けていくこととの関係において、地域医療支援病院についてどう考えるか。
- 地域医療支援病院に本来求められる機能はどういうものか。
- 地域医療支援病院の承認要件はいかにあるべきか。
- その他地域医療支援病院制度全般についてどう考えるべきか。

## 第1回医療施設体系のあり方に関する検討会において出された意見

### 意見の概要

- 外来に主力を削がなくても病院が十分やっていけるような診療報酬の設定が必要。
- 地域医療支援病院の機能について、紹介患者の医療、救急医療等の役割は、どれをとっても地域において急性期医療をやっている一般病院は全てこれをやっているのだから、これらの役割は決して地域医療支援病院だけの条件ではないと思う。かなり地域医療支援病院として相応しい病院もあれば、他の一般病院と変わらない病院もある。新しい姿（要件）を描いていくことが大事ではないか。
- 地域医療支援病院について、現行の決め方ではなく、平均在院日数を短縮するということも含めて、地域の中核病院としての再定義をしたらどうか。
- 地域医療支援病院を、疾患別、事業別の医療連携体制、その中における中核的な病院として位置づけ、疾患、事業別にある機能をもたせてネットワークを張っていくべき。また、現在は二次医療圏の中に1つという形になっているが、もう少し考え直した方が良いのではないか。在宅療養支援診療所との連携等の事業目標を承認要件等に盛り込むことも必要だと思う。さらに、地域医療支援病院が色々な連携に関連した情報提供センターでもあるべきだと思う。

## 地域医療支援病院について

### 1. 趣 旨

医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が個別に承認している。

### 2. 役 割

○紹介患者に対する医療の提供（かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む）

○医療機器の共同利用の実施      ○救急医療の提供      ○地域の医療従事者に対する研修の実施

### 3. 承認要件

- 開設主体：原則として国、都道府県、市町村、特別医療法人、公的医療機関、医療法人等（詳細は別添2参照）
- 紹介患者中心の医療を提供していること
  - ① 紹介率80%を上回っていること（紹介率が60%以上であって、承認後2年間で当該紹介率が80%を達成することが見込まれる場合を含む。）
  - ② 紹介率が60%を超え、かつ、逆紹介率が30%を超えること
  - ③ 紹介率が40%を超え、かつ、逆紹介率が60%を超えること
- 救急医療を提供する能力を有すること
- 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- 地域医療従事者に対する教育を行っていること
- 原則として200床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること

## 4. 承認を受けている病院（平成18年8月11日現在）

合計 123病院 （別添1参照）

## 5. 平成16年に行った承認要件の見直しの概要

### （1）開設主体の追加

平成16年5月18日付 厚生労働省告示第226号において、新たに以下の開設主体を追加。

- ① 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人      ② 独立行政法人 労働者健康福祉機構
- ③ 次の2要件を満たす病院であって、かつ、地域における医療の確保のために必要な支援の実施に相当の実績を有している病院を開設する者
  - ・ エイズ治療拠点病院又は地域がん診療拠点病院であること
  - ・ 保険医療機関であること

### （2）紹介率の見直し（詳細は別添2参照）

従来の要件に加え、新たに逆紹介率の概念も含めた①紹介率が60%を超え、かつ、逆紹介率が30%を超えること②紹介率が40%を超え、かつ、逆紹介率が60%を超えることという2要件を追加した。

### （3）その他

- ・ 紹介率の算定式中にある「紹介患者の数」及び「救急患者の数」について、全て初診患者のみを対象とすることを明確化したこと。
- ・ 紹介率又は逆紹介率の算定に当たって、紹介元又は逆紹介先が特定の医療機関に偏っている場合の対応について規定したこと。等

## 6. 地域医療支援病院制度創設時の医療審議会の答申

- 医療審議会の答申（平成8年4月25日）によれば、地域医療支援病院が果たすべき機能としては、以下のものが想定されていたところ。（☆：現在の地域医療支援病院の承認要件となっているもの ☆：現在の地域医療支援病院の承認要件とされていないもの）

☆紹介患者の積極的な受け入れ

☆救急医療の実施

★在宅医療の支援

☆施設・設備の開放等

☆地域の医療関係者に対する研修

★医療機関に対する情報提供 等

〈参考〉「今後の医療体制の在り方について（意見具申）」（平成8年4月25日 医療審議会）（関係部分抜粋）

### II. 医療施設機能の体系化

#### 1. 患者のニーズに応じた医療機関の在り方

##### （6）地域医療の充実・支援を行う医療機関の在り方

○地域の診療所や中小病院は、地域における医療の中心的な提供主体としてプライマリケアを担っているところであるが、地域で必要な医療を確保し、地域の医療機関の連携等を図る観点から、かかりつけ医等を支援する医療機関の位置付けを検討することが必要である。このような医療機関としては、一定規模の病床を有し、救急医療の実施や在宅医療の支援、施設・設備の開放等を行うとともに、地域の医師等医療従事者に対する研修、医療機関に対する情報提供等の機能を持つことが適当である。また、がん等の単一の機能を有する病院であっても、地域の医療機関と連携して、必要な医療の確保に寄与する場合には、地域の医療を支援する医療機関として位置付けていくことが適当であろう。なお、これらの医療機関は、紹介患者を積極的に受け入れていくことが期待される。

(別添1)

## 地域医療支援病院一覧(開設主体別)

(平成18年8月11日現在)

	都道府県名	医療機関名	病床数(床)	承認年月日	二次医療圏名	開設者	
1	北海道	函館市医師会病院	240	平成11年3月18日	南渡島医療圏	医 師 会	
2	北海道	釧路市医師会病院	126	平成11年8月5日	釧路医療圏		
3	宮城県	財団法人仙台市医療センター仙台オープン病院	330	平成10年9月1日	仙台医療圏		
4	秋田県	能代山本医師会病院	200	平成12年2月23日	能代・山本医療圏		
5	茨城県	取手北相馬保健医療センター医師会病院	215	平成18年8月11日	取手・龍ヶ崎医療圏		
6	栃木県	佐野医師会病院	153	平成12年3月24日	両毛医療圏		
7	群馬県	社団法人伊勢崎佐波医師会病院	255	平成11年6月1日	伊勢崎佐波医療圏		
8	埼玉県	大宮医師会市民病院	240	平成10年10月1日	中央医療圏		
9	埼玉県	社団法人東松山医師会病院	269	平成14年2月18日	比企医療圏		
10	千葉県	安房医師会病院	149	平成13年4月1日	安房医療圏		
11	島根県	益田地域医療センター医師会病院	343	平成10年10月30日	益田医療圏		
12	岡山県	赤磐医師会病院	196	平成16年7月1日	県南東部医療圏		
13	広島県	呉市医師会病院	207	平成11年11月17日	呉医療圏		
14	広島県	三原市医師会病院	200	平成11年11月17日	尾三医療圏		
15	山口県	岩国市医療センター医師会病院	201	平成10年12月21日	岩国医療圏		
16	山口県	徳山医師会病院	391	平成13年12月3日	周南医療圏		
17	徳島県	阿南医師会中央病院	300	平成13年10月1日	南部I医療圏		
18	愛媛県	喜多医師会病院	235	平成11年8月11日	八幡浜・大洲医療圏		
19	福岡県	宗像医師会病院	164	平成12年3月31日	宗像医療圏		
20	福岡県	甘木朝倉医師会病院	240	平成12年3月31日	甘木朝倉医療圏		
21	福岡県	糸島医師会病院	150	平成15年3月13日	福岡・糸島医療圏		
22	熊本県	天草地域医療センター	200	平成11年3月29日	天草医療圏		
23	熊本県	熊本地域医療センター	227	平成12年7月28日	熊本医療圏		
24	大分県	大分市医師会立アルメイダ病院	385	平成10年12月25日	大分医療圏		
25	大分県	臼杵市医師会立コスモス病院	202	平成12年7月1日	臼津医療圏		
26	宮崎県	宮崎市郡医師会病院	248	平成10年12月1日	宮崎東諸県医療圏		
27	宮崎県	都城市郡医師会病院	166	平成13年1月10日	都城北諸県医療圏		
28	鹿児島県	鹿児島市医師会病院	255	平成10年10月27日	鹿児島医療圏		
29	鹿児島県	川内市医師会立市民病院	220	平成12年1月31日	川薩医療圏		
30	鹿児島県	出水郡医師会立阿久根市民病院	261	平成15年11月10日	出水医療圏		
31	鹿児島県	霧島市医師会医療センター	254	平成18年2月28日	始良医療圏		
32	鹿児島県	肝属郡医師会立病院	213	平成15年11月10日	肝属医療圏		
33	鹿児島県	曾於郡医師会立病院	203	平成16年9月22日	曾於医療圏		
34	沖縄県	(社)北部地区医師会病院	236	平成17年8月30日	北部医療圏		
35	青森県	八戸市立市民病院	609	平成14年11月29日	八戸医療圏		
36	山形県	山形市立病院済生館	585	平成15年11月25日	村山医療圏		
37	埼玉県	埼玉県立小児医療センター	300	平成10年10月1日	東部医療圏		
38	千葉県	千葉県こども病院	203	平成16年12月24日	千葉医療圏		



地域医療支援病院一覧（開設主体別）

（平成18年8月11日現在）

	都道府県名	医療機関名	病床数(床)	承認年月日	二次医療圏名	開設者	
39	神奈川県	藤沢市民病院	506	平成12年4月21日	湘南東部医療圏	自治体	
40	神奈川県	神奈川県立こども医療センター	422	平成16年11月8日	横浜南部医療圏		
41	新潟県	新潟市民病院	724	平成16年2月17日	新潟医療圏		
42	長野県	飯田市立病院	407	平成16年7月30日	飯伊医療圏		
43	静岡県	静岡県立こども病院	200	平成13年2月23日	静岡医療圏		
44	静岡県	県西部浜松医療センター	606	平成13年2月23日	西部医療圏		
45	滋賀県	大津市民病院	562	平成15年6月26日	大津医療圏		
46	兵庫県	兵庫県立淡路病院	452	平成13年10月22日	淡路医療圏		
47	徳島県	徳島県立中央病院	540	平成18年3月6日	東部Ⅰ医療圏		
48	佐賀県	佐賀県立病院好生館	541	平成16年11月1日	中部医療圏		
49	長崎県	長崎県立島原病院	330	平成16年4月22日	県南医療圏		
50	長崎県	長崎市立市民病院	414	平成17年10月1日	長崎医療圏		
51	沖縄県	沖縄県立中部病院	550	平成17年2月14日	中部医療圏		
52	北海道	旭川赤十字病院	765	平成16年5月17日	上川中部医療圏		日本赤十字社
53	北海道	総合病院北見赤十字病院	695	平成17年4月28日	北網療圏		
54	群馬県	前橋赤十字病院	592	平成13年12月27日	前橋医療圏		
55	東京都	日本赤十字社東京都支部武蔵野赤十字病院	611	平成18年5月9日	北多摩南部医療圏		
56	長野県	諏訪赤十字病院	475	平成14年11月14日	諏訪医療圏		
57	長野県	長野赤十字病院	774	平成15年8月5日	長野医療圏		
58	愛知県	名古屋第二赤十字病院	805	平成17年9月30日	名古屋医療圏		
59	三重県	山田赤十字病院	655	平成16年3月8日	南勢志摩医療圏		
60	滋賀県	大津赤十字病院	829	平成15年6月26日	大津医療圏		
61	京都府	京都第二赤十字病院	680	平成18年4月1日	京都・乙訓医療圏		
62	徳島県	徳島赤十字病院	470	平成13年10月1日	南部Ⅰ医療圏		
63	愛媛県	松山赤十字病院	745	平成17年5月23日	松山医療圏		
64	高知県	高知赤十字病院	482	平成17年8月16日	中央医療圏		
65	宮城県	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	698	平成17年11月25日	仙台医療圏	独立行政法人国立病院機構	
66	茨城県	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	500	平成18年8月11日	水戸医療圏		
67	群馬県	独立行政法人国立病院機構高崎病院	451	平成17年2月28日	高崎・安中医療圏		
68	長野県	独立行政法人国立病院機構長野病院	420	平成14年11月14日	上小医療圏		
69	和歌山県	独立行政法人国立病院機構和歌山病院	410	平成18年6月12日	御坊医療圏		
70	島根県	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	354	平成17年12月22日	浜田医療圏		
71	福岡県	独立行政法人国立病院機構九州医療センター	700	平成16年2月27日	福岡・糸島医療圏		
72	長崎県	独立行政法人国立病院機構長崎医療センター	650	平成15年3月25日	県央医療圏		
73	長崎県	独立行政法人国立病院機構長崎神経医療センター	254	平成16年6月28日	県央医療圏		
74	熊本県	独立行政法人国立病院機構熊本医療センター	550	平成14年3月28日	熊本医療圏		
75	鹿児島県	独立行政法人国立病院機構九州循環器病センター	370	平成18年2月28日	鹿児島医療圏		
76	神奈川県	恩賜財団済生会横浜市南部病院	500	平成15年9月29日	横浜南部医療圏	済生会	
77	新潟県	済生会新潟第二病院	500	平成14年8月27日	新潟医療圏		

地域医療支援病院一覧（開設主体別）

（平成18年8月11日現在）

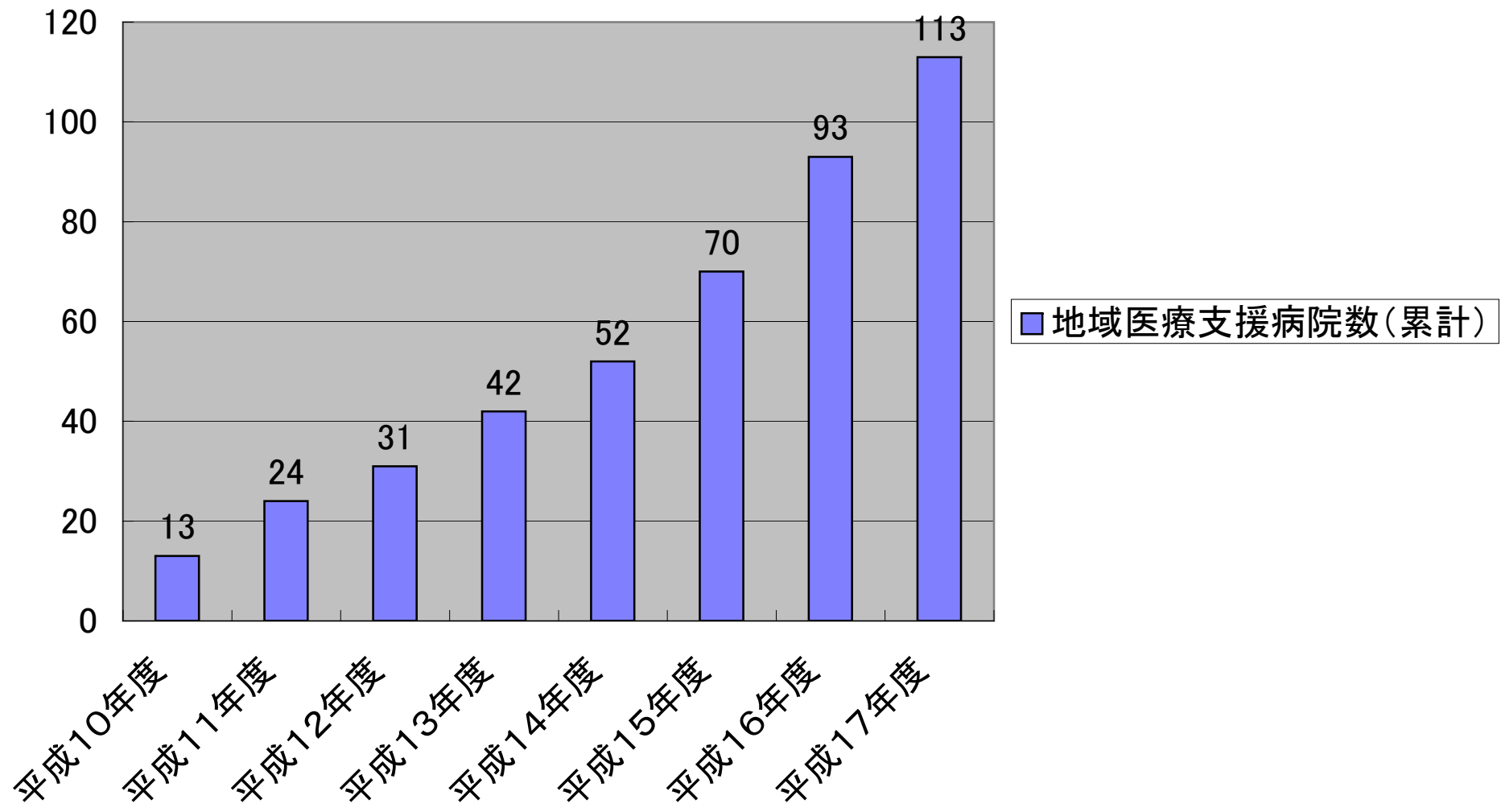
	都道府県名	医療機関名	病床数(床)	承認年月日	二次医療圏名	開設者
78	福井県	福井県済生会病院	466	平成16年3月29日	福井・坂井医療圏	
79	青森県	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院	474	平成16年9月22日	八戸医療圏	康人独 福労立 祉働行 機構者 政機健 法
80	福島県	労働者健康福祉機構福島労災病院	428	平成15年5月18日	いわき医療圏	
81	和歌山県	独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院	361	平成16年5月24日	和歌山医療圏	
82	三重県	厚生連鈴鹿中央総合病院	460	平成16年3月8日	北勢保健医療圏	厚生 連
83	三重県	厚生連松坂中央総合病院	440	平成16年3月8日	南勢志摩医療圏	
84	広島県	厚生連広島総合病院	570	平成16年8月12日	広島西医療圏	
85	神奈川県	国家公務員共済組合連合会平塚共済病院	489	平成15年10月6日	湘南西部医療圏	連済務国 合組員家 会合共公
86	神奈川県	国家公務員共済組合連合会総合病院横須賀共済病院	812	平成16年3月31日	横須賀・三浦医療圏	
87	宮城県	仙台厚生病院	383	平成14年11月14日	仙台医療圏	そ の 他
88	宮城県	みやぎ県南中核病院	300	平成16年11月19日	仙南医療圏	
89	秋田県	秋田県成人病医療センター	127	平成12年2月23日	秋田周辺医療圏	
90	福島県	財団法人竹田総合病院	1,097	平成14年2月22日	会津医療圏	
91	茨城県	筑波メディカルセンター病院	409	平成11年3月25日	つくば医療圏	
92	群馬県	医療法人社団日高会日高病院	185	平成17年4月1日	高崎・安中医療圏	
93	埼玉県	北里研究所メディカルセンター病院	440	平成15年7月29日	中央医療圏	
94	埼玉県	医療法人財団石心会狭山病院	349	平成16年7月28日	西部第一医療圏	
95	埼玉県	医療法人社団幸会行田総合病院	278	平成16年11月5日	利根医療圏	
96	千葉県	医療法人鉄蕉会亀田総合病院	862	平成16年12月20日	安房医療圏	
97	東京都	(財)東京都保健医療公社多摩南部地域病院	318	平成10年9月4日	南多摩医療圏	
98	東京都	(財)東京都保健医療公社東部地域病院	313	平成10年9月4日	区東北部医療圏	
99	東京都	医療法人財団河北総合病院	315	平成18年5月9日	区西部医療圏	
100	東京都	財団法人日本心臓血管研究振興会附属榊原記念病院	320	平成18年5月9日	北多摩南部医療圏	
101	東京都	財団法人東京都保健医療公社多摩北部医療センター	340	平成18年5月9日	北多摩北部医療圏	
102	神奈川県	神奈川県厚生農業協同組合連合会相模原協同病院	500	平成15年10月24日	県北医療圏	
103	神奈川県	財団法人神奈川県警友会けいゆう病院	410	平成16年11月8日	横浜西部医療圏	
104	長野県	特定医療法人慈泉会相澤病院	471	平成13年8月2日	松本医療圏	
105	静岡県	社会福祉法人聖隷福祉事業団総合病院聖隷浜松病院	744	平成16年6月29日	西部医療圏	
106	静岡県	社会福祉法人聖隷福祉事業団総合病院聖隷三方原病院	764	平成16年6月29日	西部医療圏	
107	大阪府	医)橘会東住吉森本病院	329	平成15年2月28日	大阪市医療圏	
108	大阪府	医)ペガサス馬場記念病院	542	平成15年2月28日	堺市医療圏	
109	大阪府	医)生長会ベルランド総合病院	522	平成16年9月17日	堺市医療圏	
110	大阪府	医)愛仁会高槻病院	477	平成17年12月28日	三島医療圏	
111	大阪府	宗)在日本南ブリストリアンミッション淀川クリス教病院	487	平成17年12月28日	大阪市医療圏	
112	岡山県	岡山中央病院	162	平成13年3月30日	県南東部医療圏	
113	香川県	医療法人財団大樹会総合病院回生病院	468	平成18年7月25日	中讃保健医療圏	
114	高知県	医療法人近森会 近森病院	338	平成15年2月25日	中央医療圏	
115	福岡県	社会保険小倉記念病院	658	平成17年4月1日	北九州療内	
116	福岡県	新日鐵八幡記念病院	453	平成17年4月1日	北九州療内	

地 域 医 療 支 援 病 院 一 覧 (開設主体別)

(平成18年8月11日現在)

	都道府県名	医療機関名	病床数(床)	承認年月日	二次医療圏名	開設者
117	福岡県	戸畑共立病院	160	平成17年4月1日	北九州療内	
118	福岡県	飯塚病院	1116	平成17年4月1日	飯塚療内	
119	福岡県	公立学校共済組合九州中央病院	330	平成18年4月1日	福岡・糸島医療圏	
120	熊本県	健康保険人吉総合病院	274	平成17年10月12日	球磨医療圏	
121	鹿児島県	南風病院	338	平成17年8月25日	鹿児島医療圏	
122	沖縄県	医療法人仁愛会浦添総合病院	302	平成13年6月26日	南部医療圏	
123	沖縄県	医療法人敬愛会中頭病院	326	平成16年11月18日	中部医療圏	

地域医療支援病院数(累計)



各二次医療圏における地域医療支援病院の数 ※( )は各都道府県における地域医療支援病院の数

医療圏名	数	医療圏名	数	医療圏名	数	医療圏名	数	医療圏名	数	医療圏名	数	医療圏名	数				
北海道(4)※	南渡島	1	宮城県(4)	仙南	1	東京都(2)	区南部		愛知県(1)	志太榛原		兵庫県(1)	堺市	2			
	南檜山			岩沼			常陸太田・ひたちなか			区西南部			中東遠		泉州		
	北渡島檜山			仙台	3		栃木県(1)	県北			高岡			西部	3	大阪市	2
	札幌			塩釜			群馬県(4)	県西			砺波			名古屋	1	神戸	
	後志		黒川		秋田県(2)	県東・央		石川中央		海部津島		奈良県(0)	阪神南				
	南空知		大崎			県南		南加賀		尾張中部			阪神北				
	中空知		栗原			両毛	1	能登中部		尾張東部			東播磨				
	北空知		登米			前橋	1	能登北部		尾張西部			北播磨				
	西胆振		石巻		高崎・安中	2	南多摩	1	福井・坂井	1	尾張北部		中播磨				
	東胆振		気仙沼		伊勢崎	1	北多摩西部		奥越		知多半島		西播磨				
	日高		大館・鹿角		桐生		北多摩南部		丹南		西三河北部		但馬				
	上川中部	1	鷹巣・阿仁		太田・館林		北多摩北部		嶺南		西三河南部		丹波				
	上川北部		能代・山本	1	東部	1	島しよ		中北		東三河北部		淡路	1			
	富良野		秋田周辺	1	中央	2	横須賀・三浦	1	峡東		東三河南部		奈良				
	留萌		本荘・由利		西部第一	1	川崎北部	2	峡南		北勢	1	東和				
	宗谷		大曲・仙北		西部第二		川崎南部		富士・東部		中勢伊賀		西和				
	北網	1	横手・平鹿		比企	1	横須賀	1	佐久		南勢志摩	2	中和				
	遠紋		湯沢・雄勝		秩父		湘南東部	1	上小	1	東紀州		南和				
	十勝		村山	1	児玉		湘南西部	1	諏訪	1	大津	2	和歌山	1			
釧路	1	最上		大里		県央		上伊那		湖南		和歌山					
根室		置賜		利根	1	県北	1	飯伊	1	甲賀		那賀					
青森県(2)	津軽地域		庄内		千葉	1	県西		木曾		東近江		有田				
	八戸地域	2	県北		東葛南部		村上		松本	1	湖東		御坊				
	青森地域		県中		東葛北部		新発田		大北		湖北		田辺				
	西北五地域		県南		印旛山武		新津		長野	1	湖西		新宮				
	上十三地域		会津	1	香取海匝		新潟	2	北信		丹後		東部				
下北地域		南会津		利根		巻・三条		岐阜		中丹		中部					
岩手県(0)	盛岡		相双		千葉	1	長岡		西濃		南丹		西部				
	岩手中部		いわき	1	東葛南部		小出		中濃		京都・乙訓		松江				
	胆江		水戸		東葛北部		六日町		東濃		山城北		雲南				
	両磐		日立		印旛山武		十日町		飛騨		山城南		出雲				
	気仙		鹿行		香取海匝		柏崎		賀茂		豊能		大田				
	釜石		土浦		夷隅長生		上越		熱海伊東		三島	1	浜田	1			
	宮古		つくば	1	安房	2	糸魚川		駿東田方		北河内		益田	1			
	久慈		取手・竜ヶ崎		君津		佐渡		富士		中河内		隠岐				
	二戸		筑西・下妻		市原				静岡	1	南河内		県南東部	2			

各二次医療圏における地域医療支援病院の数 ※( )は各都道府県における地域医療支援病院の数

医療圏名	数	医療圏名	数	医療圏名	数	医療圏名	数		
岡山県 (2)	県南西部	高知県 (2)	宇和島	大分県 (2)	菊池	沖縄県 (4)	北部	1	
	高梁・阿新		安芸		阿蘇		中部	2	
	真庭		中央		2		上益城	南部	1
	津山・英田		高幡				八代	宮古	
広島県 (3)	広島	福岡県 (8)	福岡・糸島	大分県 (2)	芦北		八重山		
	広島西		1		幡多		球磨	1	
	呉		1		粕屋		天草	1	
	広島中央				宗像		東国東		
山口県 (2)	尾三	佐賀県 (1)	筑紫	宮崎県 (2)	別杵速見				
	福山・府中		1		甘木・朝倉		1	大分	1
	備北				久留米		1	臼津	1
	岩国		1		八女・筑後			佐伯	
	柳井				有明			大野	
	周南		1		飯塚		1	竹田直入	
	防府				直方・鞍手			日田玖珠	
	山口				田川			中津下毛	
	宇部・小野田				北九州		3	宇佐高田	
	下関				京築			宮崎東諸県	1
徳島県 (3)	長門	長崎県 (4)	中部	鹿児島県 (8)	都城北諸県	1			
	萩		1		宮崎県北部				
	東部Ⅰ		1		日南串間				
	東部Ⅱ				西諸				
	南部Ⅰ		2		西都児湯				
	南部Ⅱ				日向入郷				
香川県 (0)	西部Ⅰ		長崎	1	鹿児島	3			
	西部Ⅱ		佐世保		指宿				
	大川		県央	2	南薩				
	小豆		県南	1	日置				
	高松		県北		川薩	1			
	中讃		五島		出水	1			
愛媛県 (2)	三豊		上五島		伊佐				
	宇摩		壱岐		始良	1			
	新居浜・西条		対馬		曾於	1			
	今治		熊本	2	肝属	1			
	松山	1	宇城		熊毛				
八幡浜・大洲	1	有明		奄美					
		熊本							
		鹿本							

○表は、平成18年3月31日現在のものである。  
 そのため、6頁の「地域医療支援病院一覧(開設主体別)」  
 (平成18年8月11日現在)とは一致しない部分がある。

○二次医療圏は全国に365圏存在する。

○そのうち、88圏に地域医療支援病院が設置されている。

○地域医療支援病院の数は、113病院である。

## 地域医療支援病院に係る紹介率の見直しについて

### 1 従来の基準

医療法第4条第1項第1号に規定する「他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、(中略)体制が整備されていること」とは、いわゆる紹介外来制を原則としていることを意味するものであり、具体的には、

$$\text{紹介率} = \frac{\text{紹介患者の数} + \text{救急患者の数}}{\text{初診患者の数 (注1)}} \times 100$$

により算定した数が80%を上回っていること(注2)を求める趣旨であることとされている(平成10年5月19日健政発第639号厚生省健康政策局長通知)

(注1)「初診患者の数」 = 初診患者の総数 - 休日又は夜間に受診した救急患者の数(緊急的に入院し治療を必要とした救急患者の数を除く)

(注2) 紹介率が60%以上であって、承認後2年間で当該紹介率が80%を達成することが見込まれる場合を含む。

### 2 平成16年7月22日付医政局長通知による承認要件緩和後

1のほか、次の2要件のうちいずれかを満たしている場合にも、紹介外来制を原則としていることとする。

- 紹介率が60%を超え、かつ、逆紹介率が30%を超えること。
- 紹介率が40%を超え、かつ、逆紹介率が60%を超えること。

※ 逆紹介率について

$$\text{逆紹介率} = \frac{\text{逆紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100 \quad \text{により算定する。}$$

逆紹介患者は診療情報提供料を算定した患者とし、逆紹介患者の数は前年度の逆紹介患者の全数とする。

## 地域医療支援病院に係る指摘について

### 意見の概要

- 承認要件に係る紹介率の考え方は、地域で実際に中核病院が地域医療支援病院になれないというぐらい厳しいため、要件をクリアするために、「門前クリニック」を地方によっては作らないといけないという現実がある。  
よって、地域の状況に応じて、地域医療支援病院を作るべきではないか。
- 紹介率の計算が特定機能病院と地域医療支援病院、それに一般の健保法上の紹介率と3種類あるということが、非常に問題を複雑にしている。  
これにより、本来健保法上30%をクリアできないような紹介率が、救急患者が多いただけで一挙に地域医療支援病院になり、これによって紹介率が80%になって、入院基本料に対する加算が非常に大きくなるというようなモラルハザードを起こす可能性がある。そのために、いま門前診療所というのが増えてきたのではないか。  
よって、紹介率の整理についても、もう一度考えるべきではないか。
- 承認要件の緩和を行ったにもかかわらず、同時に紹介患者の数や救急患者の数をすべて初診患者のみを対象にするということを明確化したことから、逆に紹介率が減っているところがある。  
よって、紹介率の算定式について再度検討する必要があるのではないか。
- 救急などを担っている地域中核病院が地域支援病院になれないというのは、問題があるので、現在の要件以外のものがあったもいいのではないか。もともと地域支援病院の発生は、ちょっと違っていたと思う。それが今は地域の中核病院もそこに巻き込もうとしているところがあることから、この点の振分けをもう1回きちんとすべきである。



- 地域医療支援病院は、本来病診連携なり、地域の連携を目的として設置されるものであるが、医業経営上の動機から、地域支援病院となったところがあるのではないか。その点が問題である。  
よって、本来の地域支援病院としての役割を再度整理する必要があるのではないか。
- 現在の承認要件には、備えるべき構造設備、紹介率等が定められているが、どのような方法で地域の医療機関と連携を図っていくかという視点から、連携の方法等も審査できるようにすべきではないか。

## 医療提供体制に関する意見（抄）（地域医療支援病院関係）

平成17年12月8日  
社会保障審議会医療部会

### 4. 医療機能の分化連携の推進

#### 4-4 医療施設の類型、医療施設に係る諸基準の見直し

##### （1）地域医療支援病院

- 地域医療支援病院の管理者の義務として、「地域において在宅医療等を提供する他の医療機関等を支援」する機能を発揮すべきことを医療法に規定する。
- 地域医療支援病院の開設者から毎年提出される業務報告について、都道府県知事が公表する仕組みを新設する。  
地域医療支援病院の承認後に承認要件を満たさなくなった場合等において、改善を指導してもなお要件を満たさない場合には法に従い承認の取消しを行う等、各都道府県において、制度の趣旨に沿った運用が行われるよう促す。
- 医療連携体制の構築との関係や地域医療支援病院に本来求められる機能や承認要件のあり方等、地域医療支援病院制度全般にわたる検討課題について、医療施設体系のあり方に関する検討会を開催して検討を進める。

# 平成18年医療制度改革における地域医療支援病院に係る改正内容

## 1 医療法改正関係

### ＜地域医療支援病院の管理者の義務の見直し＞

- 制度創設時に地域医療支援病院の機能の一つとして想定していた「在宅医療の支援」という機能を具体化し、地域において在宅医療を推進していく観点から、地域医療支援病院の管理者の義務として、新たに「医療提供施設、訪問看護事業者等の在宅医療の提供者間の連携の緊密化のための支援、患者又は地域の医療提供施設に対する在宅医療の提供者に関する情報提供等、在宅医療の提供の推進に関し必要な支援を行う」ことを位置付けた。  
〔平成19年4月1日より施行〕

### ＜都道府県知事による業務報告の公表の制度化＞

- 地域医療支援病院の承認要件が適切に遵守されているか否かについて住民からのチェック機能が適切に働くような仕組みとする観点から、地域医療支援病院から毎年10月に提出される業務報告について、都道府県知事が公表を行う仕組みを設けた。〔平成19年4月1日より施行〕

## 2 平成18年度診療報酬改定関係

- 紹介率を要件とする入院基本料等加算の廃止に伴い、「地域医療支援病院入院診療加算2」の廃止を行った。
- 紹介患者に対する医療提供、24時間救急医療の提供等、地域医療支援病院の機能を評価する「地域医療支援病院入院診療加算1」の引き上げ（490点→1000点）を行った。

## 医療提供体制に関する意見（抄）（医療連携体制関係）

平成17年12月8日  
社会保障審議会医療部会

### 4. 医療機能の分化連携の推進

#### 4-1 医療計画制度の見直し

- 住民・患者が安心して日常生活を過ごすために必要な患者本位の医療サービスの基盤づくりを目指した医療計画制度の見直しを行う。その際の考え方としては、自分が住んでいる地域の医療機関で現在どのような診療が行われており、自分が病気になったときにどのような治療が受けられ、そして、どのように日常生活に復帰できるのか、また、地域の保健医療提供体制の現在の姿はどうなっており、将来の姿はどう変わるのか、変わるために具体的にどのような改善策が必要かということ、都道府県が作成する医療計画において、住民・患者の視点に立って分かりやすく示すことを原則とした見直しとする。
- 医療計画の記載事項に、主要な事業（がん対策、脳卒中対策、急性心筋梗塞対策、糖尿病対策、小児救急を含む小児医療対策、周産期医療対策、救急医療対策、災害医療対策及びへき地医療対策をいう。）に係る医療連携体制を追加する。
- 見直し後の新しい医療計画制度によって、地域の医療機能の適切な分化・連携を進め、急性期から回復期、慢性期を経て在宅療養への切れ目のない医療の流れを作り、患者が早く自宅に戻れるようにすることで、患者の生活の質（QOL）を高め、また、必要かつ十分な医療を受けつつトータルな治療期間（在院日数を含む。）が短くなる仕組みをつくる。

## 医療計画の見直し等を通じた医療機能の分化・連携の推進（医療法）

【 医療制度改革大綱(平成17年12月1日 政府・与党医療改革協議会)抜粋 】

(地域医療の連携体制の構築)

急性期から回復期を経て自宅に戻るまで、患者が、一貫した治療方針のもとに切れ目ない医療を受けることができるよう、地域医療を見直す。このため、医療計画において、脳卒中対策、がん医療、小児救急医療など事業別の医療連携体制を構築する。

医療計画を通じ、がん対策、脳卒中対策、小児救急対策などの主要な事業ごとに医療連携体制を構築することによって、医療機関相互の連携の下で、適切な医療サービスが切れ目なく提供され、早期に在宅生活に復帰できるようにする。

### 医療機能の分化・連携の推進による切れ目のない医療の提供

- 都道府県が作成する医療計画の見直しにより、脳卒中、がん、小児救急医療など事業別に、地域の医療連携体制を構築する。
- 地域の医療連携体制内においては、地域連携クリティカルパスの普及等を通じて、切れ目のない医療を提供する。

#### ※地域連携クリティカルパス

急性期病院から回復期病院を経て自宅に戻るまでの治療計画。患者や関係する医療機関で共有することにより、効率的で質の高い医療の提供と患者の安心につながる

➡ 転院・退院後も考慮した適切な医療提供の確保

### 具体的内容 ～ 以下の医療計画に関する基本的枠組みを医療法に規定 ～

- ☆ 国の基本方針(新たに法律に規定)によるビジョンの提示
- ☆ 事業別に、分かりやすい指標と数値目標でもって住民・患者に明示し、事後評価できる仕組みにする。  
※数値目標の例：  
疾病別の年間総入院期間の短縮、  
在宅看取り率の向上、  
地域連携クリティカルパスの普及など
- ☆ 事業ごとに医療連携体制を具体的に医療計画に位置付け、住民・患者に医療機関や連携の状況を明示する。
- ☆ 医療機能調査の上、住民、医療関係者、介護サービス事業者等と協議して医療連携体制を構築。  
(病院・診療所の開設者及び管理者に医療機能調査や医療連携体制の構築に関する協議などへの協力努力義務規定を創設)

# 階層型構造の医療提供体制から住民・患者の視点に立った医療連携体制への転換

〔これまでの医療計画の考え方〕

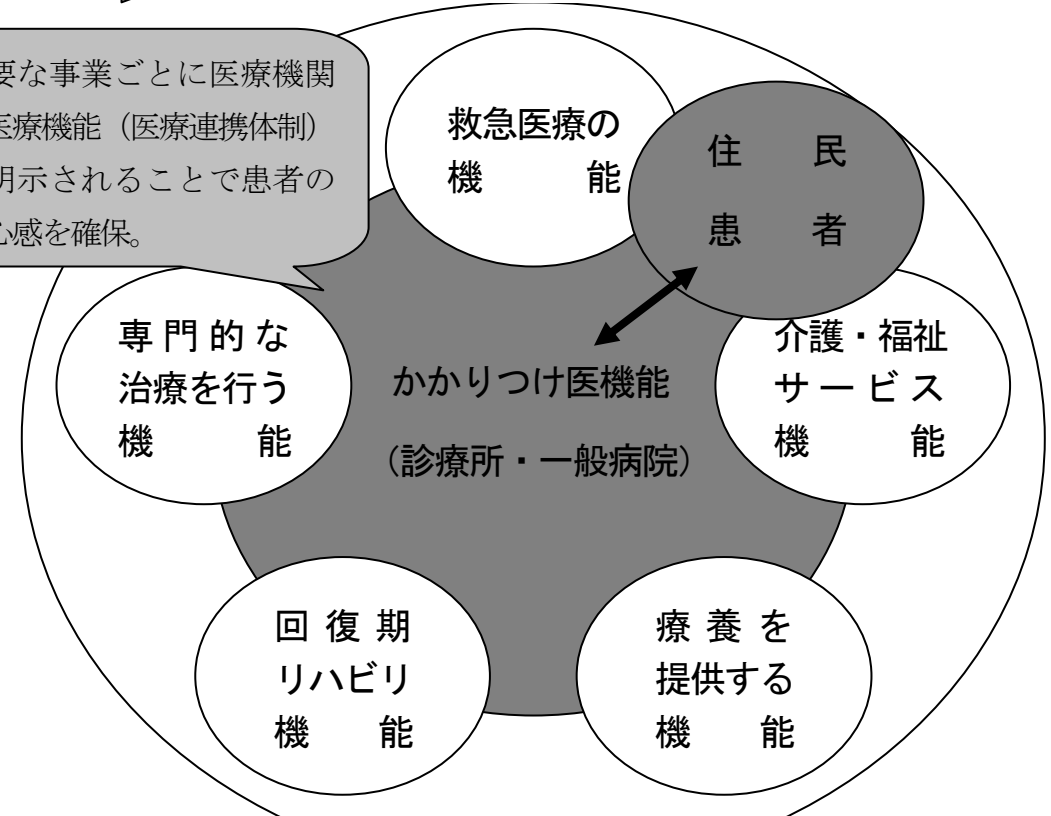
〔新しい医療計画の考え方（イメージ）〕

3次医療：先進的な技術や特殊な医療、発生頻度が低い疾病に関するものなどの医療需要に対応した医療

2次医療：入院治療を主体とした医療活動がおおむね完結する医療

1次医療：普段からの健康相談が受けられる、かかりつけ医を中心とした地域医療体制の確立を目指した医療

主要な事業ごとに医療機関の医療機能（医療連携体制）が明示されることで患者の安心感を確保。



## “現在の医療計画制度の問題点”

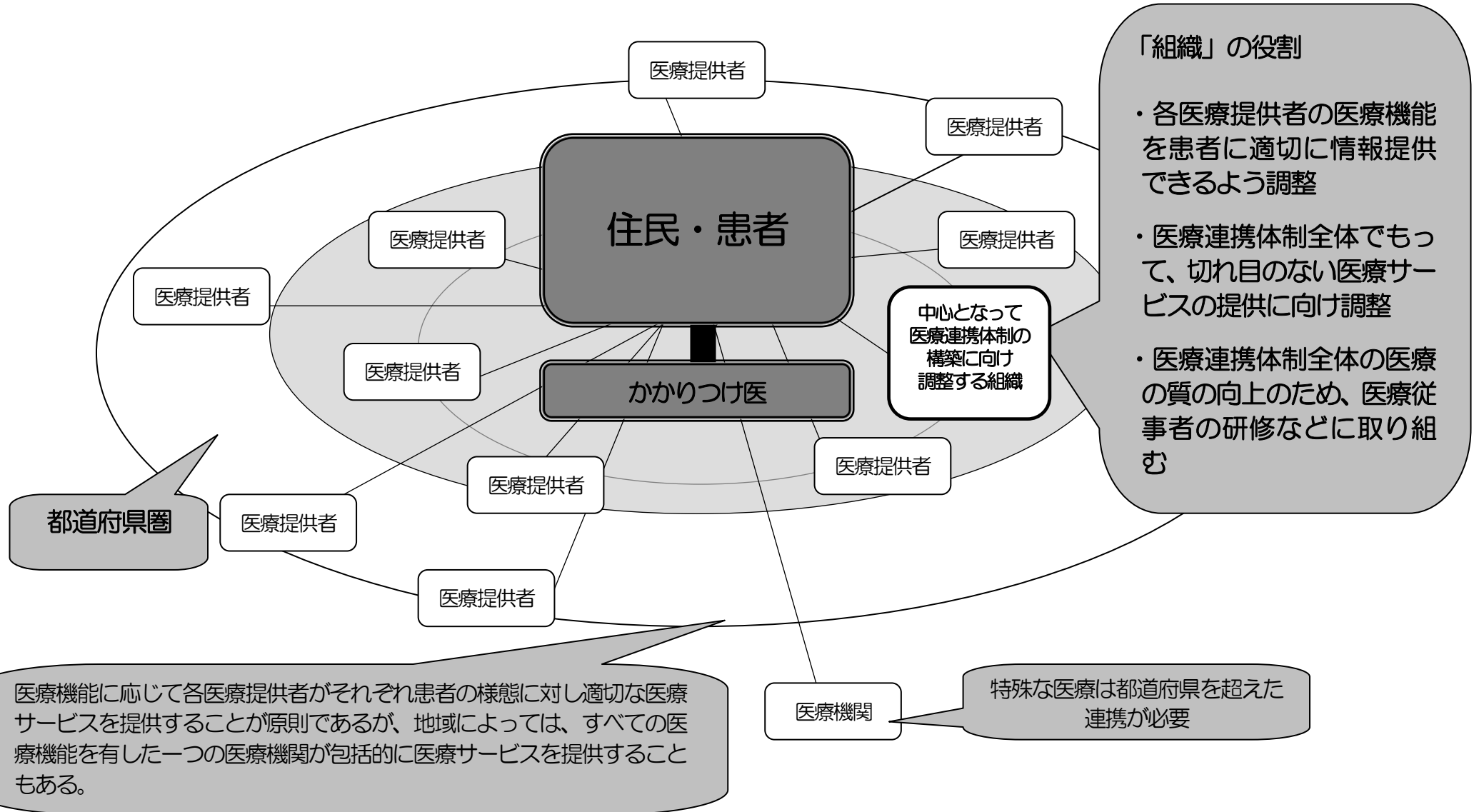
- (1) 患者の実際の受療行動に着目するのではなく、医療提供サイドの視点で構想。
- (2) 地域の疾病動向を勘案しない量的な視点を中心に構想。
- (3) 地域の医療機関が担える機能に関係なく、結果として大病院を重視することとなる階層型構造を念頭に構想。

## 《新たな医療計画制度での医療連携体制の考え方》

- (1) 患者を中心にした医療連携体制を構想。
- (2) 主要な事業ごとに柔軟な医療連携体制を構想。
- (3) 病院の規模でなく医療機能を重視した医療連携体制を構想。

# 地域の医療連携体制のイメージ

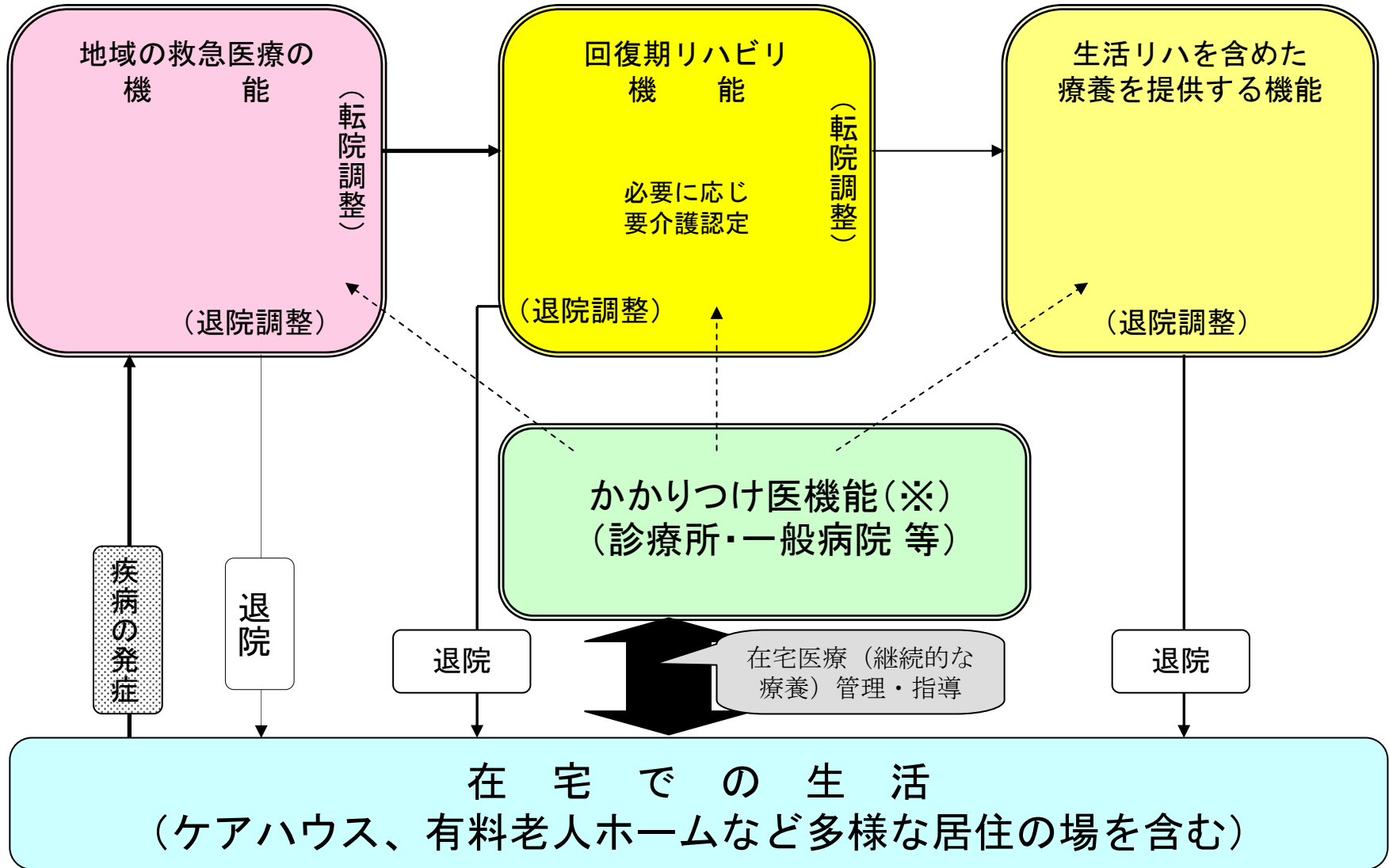
～ 「医療機関完結型医療」から「地域完結型医療」へ ～



# 脳卒中の場合の医療連携体制のイメージ

【急性期】

【回復期・亜急性期】



※ 急性期、回復期、療養期等各機能を担う医療機関それぞれにかかりつけ医がいることも考えられるが、ここでは、身近な地域で日常的な医療を受けたり、あるいは健康の相談等ができる医師として、患者の病状に応じた適切な医療機関を紹介することをはじめ、常に患者の立場に立った重要な役割を担う医師をイメージしている。